

令和 7 年度要支援家庭寄り添い支援業務委託 企画提案募集要領

本公募は、令和 7 年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和 7 年 2 月 19 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 委託業務名

令和 7 年度要支援家庭寄り添い支援業務委託

2 公募の目的

こどもの貧困に関する課題への対応として、多様なこどもの居場所の設置や、こどもの貧困対策支援員の配置等により、支援体制の拡充が進んでいるところである。

一方、困難を抱えるこども（ヤングケアラーを含む）や家庭について、既存の支援体制では把握しづらい事案や、支援が届きづらい事案があることから、既存の支援体制を補完する仕組みが必要となる。

そのため、市町村と連携した上で、困難を抱える家庭を訪問し、必要な支援を直接届ける体制及び必要な支援に繋げる体制を実証するとともに、必要とされる支援形態の検証を行い、今後の支援体制の拡充に繋げることを目的として、業務を実施する事業者を公募する。

3 委託業務の内容

別添「令和 7 年度要支援家庭寄り添い支援業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（予定）から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 予算額

各圏域に提案する 1 事業者（共同企業体含む）の予算上限は下記のとおり

- (1) 北部圏域 : 17,102,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内
- (2) 中部圏域 : 17,102,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

- (3) 南部圏域 : 17,102,000 円 (消費税及び地方消費税含む) 以内
- (4) 宮古圏域 : 13,626,000 円 (消費税及び地方消費税含む) 以内
- (5) 八重山圏域 : 13,626,000 円 (消費税及び地方消費税含む) 以内
- ※ 当該金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。
- ※ この募集要領は、令和7年度事業の委託業務に係る企画提案を募集するものであるが、令和8・9年度も同事業の実施を予定していることから、令和7年度及び令和8・9年度の3か年分について企画提案すること。ただし、本公募の採択者に継続して契約することを保証するものではない。
- ※ 当該公募においては、各圏域からそれぞれ1事業者(計5者)を選定した上で、さらに、北部、中部、南部圏域のうち2圏域からそれぞれ1事業者(計2者)を選定し、合計7事業者を選定する。
- ※ 企画提案書の提出に当たっては、対象圏域を明示の上、当圏域から少なくとも2以上の市町村を対象とし、業務実施に必要な金額を見積もること。なお、当圏域の2以上の市町村に加え、当圏域以外の圏域の市町村を対象に加えることは差し支えない。

【参考】圏域別市町村

(1)北部圏域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
(2)中部圏域	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
(3)南部圏域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
(4)宮古圏域	宮古島市、多良間村
(5)八重山圏域	石垣市、竹富町、与那国町

6 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項(昭和47年7月20日告示69号)に基づく

指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、会社更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 1 提案者（共同企業体で業務を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。
- (6) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、その他労働関係法令を遵守していること。
- (8) 沖縄県内において、こども支援に係る実績を有する者であること。
- (9) 沖縄県内に事業所がある法人・団体であること。共同企業体の場合は、いずれかの構成員が沖縄県内に事業所があり、委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (10) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募手続き及びスケジュール

令和 7 年 2 月 19 日（水）	企画提案公募及び質問受付開始
令和 7 年 2 月 26 日（水）	質問事項受付締切 （令和 7 年 2 月 28 日（金）までに回答）
令和 7 年 3 月 3 日（月）	参加申込締切
令和 7 年 3 月 7 日（金）	企画提案書等提出締切
令和 7 年 3 月 28 日（金）	選定審査会
令和 7 年 4 月 1 日（火）	審査結果通知・見積提出・契約締結

※ 審査に当たっては、支援事業を展開する市町村から企画提案書に係る評価を徴取した上で、市町村からの評価を踏まえた審査を行う。

(1) 質問事項受付

質問書【様式1】を電子メールにて受け付ける。

ア 受付期限 令和7年2月26日（水）12:00 まで（必着）

イ 質問に対する回答

令和7年2月28日（金）までに、質問者に直接メールにて回答するほか、沖縄県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出期限 令和7年3月3日（月）12:00 まで（必着）

イ 提出書類

下記資料を電子メールにて提出すること。

- ・企画提案参加申込書【様式2】
- ・誓約書【様式3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年3月7日（金）16:00 まで（必着）

イ 提出書類及び必要部数

- ・企画提案応募申請書【様式4】 1部
- ・共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ） 1部
- ・企画提案書等

以下の書類（ア）から（カ）を一式にまとめ、合計7部を提出すること。

なお、企画提案書等は、左端を仮綴じし（A4長辺側を2穴開け）、適宜インデックス等を付け全ての書類に通し番号でページを付けること。

また、以下（ア）から（ウ）については、一式を一つのPDFファイルにまとめ、電子メールにて提出すること。

（ア） 企画提案書【任意様式】

（イ） 団体概要【様式5】

（ウ） 業務実績【様式6】

業務実績は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属しない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

（エ） 経費見積書【様式7】※令和7～9年度の3か年分

（オ） 定款、規約等

（カ） その他、法人等の概要が分かる参考資料等

ウ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

(4) 各書類の提出先

「15 問い合わせ先」へ提出すること。

8 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、原則A4版20頁以内とする。

企画提案書には、別添仕様書の「4 委託業務の内容」及び本要領「11 委託事業者の選定方法」に示す評価の観点を踏まえ、以下の項目に係る提案内容とその考え方について具体的に記載すること。

なお、本業務の実施に当たっては、市町村との連携が重要であることから、企画提案書の下記(1)から(4)の作成においては、市町村との連携について具体的に記載すること。

(1) 企画提案の概要に関すること

- ・ 対象市町村については、対象圏域から少なくとも2以上の市町村を対象とすること。なお、当圏域の2以上の市町村に加え、当圏域以外の圏域の市町村を対象に加えることは差し支えない。
- ・ 本業務の目的についての提案者の解釈と、目的を遂行するための提案内容の考え方を記載すること。

(2) 業務の実施体制に関すること

- ・ 支援体制（人材、人員数）、専門家等からの助言体制、地域関係機関との連携体制、業務スケジュール等を記載すること。
- ・ 人員体制、助言体制を提案するに当たっての考え方と、支援に当たって発揮することが期待される資格、経験、能力等を具体的に記載すること。
- ・ 支援に必要な人員数の考え方を記載すること。
- ・ 関係機関との連携に当たっての考え方と、連携することで期待できる効果を記載すること。
- ・ スケジュールを組むに当たっての考え方を記載すること。

(3) 支援内容に関すること

- ・ 具体的な支援を実施するに当たって、自ら実施する支援、手配して間接的に実施する支援、既存の支援体制を活用し繋ぐ支援の想定を記載すること。
- ・ 支援に当たっての基本的な考え方について、自らの支援体制の強みを踏まえて記載すること。
- ・ 地域の支援資源についての認識と、活用方法の想定を記載すること。

(4) 支援体制の検証に関すること

- ・ 次年度以降の事業実施に向けた支援体制の検証を行う体制と、スケジュールを記載すること。
 - ・ 検証業務に当たっての留意点及び基本的な考え方と、検証体制を提案するに当たっての考え方及び検証に加わる人材について具体的に記載すること。
- (5) 「つながり・つなぐ支援の輪構築事業」との連携に関すること
- ・ 当事業からつながった家庭へ継続的に食支援等を実施するための、人員や食料等の確保の方法（予算計上、寄付、地域資源の活用等）について考え方を記載すること。
- (6) 業務実績に関すること
- ・ 同様又は類似の支援業務の実績を記載すること。

9 選定審査会（プレゼンテーションによる審査を予定）

(1) 審査方法

県に設置する受託事業者選定審査会において、提案内容や経費等について審査を行い、優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

(2) プレゼンテーション

- ① 提出した企画提案書に基づき説明すること。
- ② 会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）でプレゼンテーションを行う。
- ③ プレゼンテーションは令和7年3月28日（金）を予定しており、時間及び場所については、後日正式に通知する。

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用、企画提案に要する経費等については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

11 委託事業者の選定方法

県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、優先交渉の順位を決定する。圏域毎に当該順位が第1位である5事業者及び北部・中部・南部圏域のそれぞれ第2位のうち、評価が高い上位2事業者の合計7事業者と本業務の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者と委託契約を締結する。

ただし、当該事業者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者と委託契約に関する協議を行う。

なお、選定審査会における審査においては、支援事業を展開する市町村から企画提案書に係る評価を徴取した上で、市町村からの評価を踏まえ、次の観点から評価を行う。（配点合計100点）

(1) 企画提案の概要に関すること（配点5点）

本業務の目的を十分に理解しており、業務目的に合致した提案がなされているか。

(2) 実施体制に関すること（配点30点）

ア 求められる支援が可能となる体制が適切に提案されているか。

イ 有資格又は経験等を有する人材を含め、必要な人材が提案されているか。

ウ 実施に必要な人員数が確保される見込みとなっているか。

エ 必要な支援を実施するに当たって、必要に応じて専門家等から助言を受ける体制が提案されているか。

オ 支援対象者を支援に繋げるために、地域の関係機関や既存の支援体制との関係が構築できる体制となっているか。

カ 業務実施に当たり、適切なスケジュールが提案されているか。

(3) 支援内容に関すること（配点30点）

ア 支援を実施するに当たって、専門的な知見や経験に基づいた支援姿勢を有しているか。

イ 対象者への支援の導入に当たって、適切な相談の実施が想定されているか。

ウ 自ら又は間接的に実施する具体的な支援手段が準備されているか。

エ 既存の支援体制を活用するに当たって、地域における既存の支援資源を理解しているか。

(4) 支援体制の検証に関すること（配点20点）

ア 支援体制や支援実績を検証する趣旨を理解しているか。

イ 検証に必要な体制やスケジュールの提案がなされているか。

(5) 「つながり・つなぐ支援の輪構築事業」との連携について（配点5点）

当事業との連携について、現実的かつ効率的な体制構築に向けた考え

方が提案されているか。

(6) 業務の実績に関すること（配点 5 点）

過去に同様の支援業務や類似業務等の実績があるか。

(7) 経費積算について（配点 5 点）

必要な経費が適切かつ効率的に、見積もられているか。

12 審査において参考にする市町村評価

選定委員会にて審査を行うに当たって、支援事業を展開する市町村から、主として次の項目について企画提案書に係る評価を事前に徴取する。

- (1) 市町村の関係機関と連携した支援業務の実現可能性について
- (2) 支援対象者への支援における効果について（支援対象者側、市町村側の両面から）
- (3) 企画提案内容の評価される・評価されない点について

13 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

14 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

ア 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結するものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容からの変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う。

15 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 3 階
沖縄県こども未来部こども家庭課（担当：新崎、奥平）

電話番号 098-866-2174

電子メールアドレス : arasakko@pref.okinawa.lg.jp